

ふじみ野市 市営プール死亡事故

現地調査（中間報告）

目 次

- P1～P2 現地調査のまとめ
- P3～P9 ふじみ野市 回答内容
- P10 事故現地図
- P11～P18 管理業務仕様書
- P19～P22 自治労ホームページ
- P23～P25 現地調査マスコミ報道
- P26～P27 県議会での意見書採決
- P28 自治労「モデル要求書(案)」
- P29～P33 埼玉新聞でシリーズ化
- P34～P36 埼玉県プール維持管理指導要綱抜粋

2006年8月22日

自治労埼玉県本部

他人事ではない！！

『うちは大丈夫』と言い切る自治体、ひがし・・・

契約事務をしているのも自治労組合員

検査・監督するのも自治労組合員

現場仕事をしているのも自治労組合員、あるいは将来の自治労組合員

だから自治労に入札・委託契約制度の改善を求める責務があります

現地調査日時・調査団

日時 2006年8月16日(水) 13時30分～

場所 ふじみ野市教育委員会(ふじみ野市大井総合支所) ～ 市営プール事故現場

調査団 高橋努 埼玉県議、 対応者 ふじみ野市教育委員会 池本敏雄次長
大石正英 ふじみ野市議、 高見輝雄体育課長
自治労中央本部 2名
自治労埼玉県本部 山下弘之副委員長ほか3名

8月16日現地調査・8月21日市教委FAX回答で分かったこと

- ①プールの修繕・改修の責任は市側にあり、修繕費の負担もプール管理委託費には含まれていない。
- ②プール業務管理はふじみ野市市教委、契約管理は市管財課
- ③仕様書にある講習終了書(昨年度分)の提出がなかったのに、また修了書未提出であるという情報が市教委から管財課に伝えらず、今年度も同じ業者を入札に参加させ、しかも落札していた。
(業者は事故後提出)
- ④市側には巡回管理していたがプールに関する専門家はおらず、とくに安全管理に関するチェックリストを作成していなかった。チェックは専門知識をもった(?)業者まかせだった。
- ⑤業者が改善要望書、業務報告書、管理日誌で行うはずだった修繕必要箇所の指摘をおこなっていなかった。
- ⑥ふじみ野市においてはこれ以降の入札に二業者を参加させない。「現場職員の雇用については市と直接雇用関係がなく、事業者と労働者の問題と考えている」
- ⑦最低制限価格制度については導入済み。総合評価方式・低価格調査制度については導入を検討。

問題点の整理

- ①契約書どおりに業務が行われていなかった(業者間の業務丸投げ)。
- ②仕様書どおりに業務が行われていなかった(修繕箇所の未報告、講座修了書の未提出)。
- ③市が適切に安全管理を行っていなかった、むしろ業者まかせだった(安全チェックリストの不

備、文科省通知の見落とし)。市のなかで情報が適切に伝えられていなかった(市教委から管財課への講座修了書未提出に関する情報提供)。

④「公契約条例について、いまのところ導入は考えていない。」との市の姿勢。

経費削減・行政事務合理化の中で、孫受け業者⇄受託業者⇄市教委⇄管財課間で、業務とともに安全管理も丸投げになっており、意志・情報伝達もおろそかになっていた。また今後同様の事故を起こさないような対策も、二業者を入札から排除すること、市の安全管理徹底(チェックリストの作成、文科省通知の徹底)などにとどまり、委託契約制度の構造的問題を解決する姿勢に乏しい。

今後の課題

- ・未回答、あらたな疑問点にかんするふじみ野市への再調査
- ・ふじみ野市への契約書・仕様書の改善、委託制度の改善、公契約条例制定の関わる提言
- ・太陽管財、京明プランニングへの訪問調査
- ・委託制度改革・公契約条例制定に関するビルメン業界への申し入れ、協力要請
- ・次回入札からの排除が決定的な2業者が請け負っているふじみ野市の受託業務について、現場職員のフォロー、また他自治体における現場職員のフォロー
- ・全体的・全国的な委託制度の点検改善、公契約条例制定にむけた取り組み

プール事故訪問調査中間報告まとめ

8月16日、自治労埼玉県本部は、ふじみ野市・市営プール死亡事故に関し、現地調査を行い、同市教育委員会から本事案の委託・契約内容、業務管理のあり方、他施設の状況等、説明を受けました。

今回のプール事故と似たケースに、本年6月に起きた「シンドラ社エレベーターによる高校生死亡事故」があります。住宅の指定管理者であった港区住宅公社を、港区は事故を理由に「廃止する」方向で検討していると伝えられています。

「悪いのは業者で、それを排除すればよい」「担当者はずせばよい」など、責任を転嫁して、トカゲのシッポ切りで終わらせてはなりません。ましてや、真面目に働いている委託会社の従業員を路頭に迷わすことは、本末転倒といえます。

現行の入札・委託制度は「安ければよい」と価格だけの競争入札であり、「委託してしまえば、あとは業者まかせ」など安全体制や施設管理までないがしろになってしまうものです。質を担保しない委託制度の欠陥こそ、今回の死亡事故を引き起こした大きな原因といえます。

同市管財課照会分では「(法令違反の有無や雇用、人材、福祉、環境などの考慮は)必要と考えており、考慮できる体制を確立していきたい」と前向きな姿勢を示したものの、「指名基準の見直しは考えていない」「公契約条例制度は考えていない」としています。

県本部はこの点について、これからも意見交換を行うなかで、同市はもとより全国に対しても「再発防止には、入札・委託制度や仕様書のあり方などの改善が必要」と訴えていく所存であります。

自治労埼玉県本部 中央執行委員長 浪江福治

2006年8月16日 ふじみ野市市営プール死亡事故の訪問調査

調査団・ふじみ野市教育委員会 質疑応答 + 21日 市教委 FAX 回答分

(網掛け部分は21日のFAX回答でも答えの得られなかったもの)

1、質疑応答前のあいさつ

県本部) 今回の事故は他人事ではない。自治労の組合員は契約事務に携わっているし、管理監督する立場にもいる。またその仕事を受託する側にもいる。責任の追及ではなく原因の究明のために、また委託契約制度自体に問題があるのではないかという自治労の考えを伝え提言するために来た。

市教委) 市教委の管理するプールで事故がおきた。あつてはならないこと。調査は警察、市調査委員会で行われているが、市調査委員会をこの度外部識者含めた組織に改組し、8月11日に第1回目の委員会を開いた。今後も事故原因究明していく。

2、調査・質問事項についての質疑応答

(注 ゴシック:質問事項 明朝:質疑応答)

委託契約、契約金額について

1)ふじみ野市市営プール、過去10年間の契約状況について

①入札参加業者名(所在地・連絡先)、各社入札金額

②契約社名、契約金額

③市から太陽管財への委託契約内容(契約書・仕様書)

④契約は教育委員会が管理していたのか、他部局(例えば契約管理部)が行っていたのか

市教委) ①～③は提出資料で確認していただきたい。契約事務は市管財課が担当している。

⑤業者指名の基準は?

業者指名にあたって、業者の法令違反の有無や、雇用・人権・福祉・環境などについて公序良俗に反する行いの有無などは調査されていたか?

市教委) 契約事務は市管財課が担当なので詳しいことには分からないが、現在プール事故に関する対応窓口は市教委に一本化されているので、質問については市教委が管財課にヒアリングしてあらためて答えるか、直接管財課に話してもらおうなどの場を設定したい。

県本部) 全国どこの自治体、委託先でもあり得る事故だ。管財課に対して話をしたい。仕様書について聞きたい。価格競争でやれば人件費は安くなる。監視員の資格ふくめて仕様書に書かれているのか。

市教委) 仕様書で監視員の資格を定めている。

県本部) 落札したあとで業務開始前に職員名簿などを提出させるのか。

市教委) 契約後プール開園までに2週間ほど時間があるのでその間に採用者に講習を受けさせるか、講習修了者を採用するかをして、名簿を出させることになっている。

県本部) 現場管理者の資格はないのか。

市教委) 管理責任者の仕事は仕様書に定めている。名簿は落札後に出させている。

県本部) 業者指名にあたって事前に業者審査はないのか。

市教委) 2年ごとに入札参加希望業者の登録更新があるので、その際管財課が審査しているはず。

8/21 教育局 FAX 回答 — 管財課照会分

当市の指名業者の選定基準は、①ふじみ野市建設工事等入札参加登録のあるもの②発注標準(発注基準)・発注区分(格付け)に該当するもの③会社の経営状況に問題のないもの(資本金・売り上げ・職員数)④業務実績のある業者⑤本社または営業所の所在について「市内」「近隣」「県内」「その他」のちいきの順に拡大する。など、この項目に添って選定しています。また指名委員会では、極力事業課の意見も反映するために前年度の状況など、特別に要望があればそれも考慮しています。

2) 太陽管財、京明プランニングのふじみ野市における他受託業務の実績(件名・受託経費)は?

市教委) 管財課が把握していると思うが、市教委に報告等はまわってきていない。

県本部) 市の職員がそれぞれの業務に精通しているわけではないし、管理はできない。(総合評価制度導入といった)入札改革の流れについて市にも理解して欲しい。

市教委) 自治体としては最低コストでやらなければならない。談合や 契約してはならない。

8月21日 教育局 FAX 回答 — 管財課照会分

18年度「太陽管財」の契約実績

件名 衛生環境業務

期間 18年4月1日～19年3月31日

契約額 530,250円

(大井総合支所)

件名 電話交換業務

期間 18年4月1日～19年3月31日

契約額 4,115,400円

(大井総合支所)

件名 総合福祉センター管理業務

期 間 18年4月1日～19年3月31日

契約額 3,233,800円

(大井総合福祉センター)

18年度「京明プランニング」の契約実績

件 名 フクトピア総合管理業務委託

期 間 18年4月1日～19年3月31日

契約額 27,925,800円

(ふじみ野市総合センターフクトピア)

3)委託契約費とその推移について

①委託費はプール開園中だけの経費か、その他の期間・管理保守点検も含むものなのか？

施設の修繕費は含むのか？

市教委) プール開き前の清掃・点検・除草なども契約に含まれている。プール営業期間は年々短くなっているが、各年の営業期間については書類が警察に押収されていて詳しいことはわからない。補修費は委託予算に含まれない。別途市の予算でおこなっている。

②01年から03年まで入札が不調におわり、交渉により太陽管財と契約していたことについて、その詳細は？

市教委) 管財課が担当している。

③太陽管財が京明プランニングに再委託していたことは知っていたか？太陽管財は他業者にも再委託していないか？

市教委) 京明プランニングへの再委託は事故の後に知った。

④太陽管財が京明プランニングに再委託したときの契約内容、契約額について調査したか？

市教委) 調査していない。そこまでしていない。事故直後ということもあって、そこまでできていない。

⑤京明プランニングの総額予算、雇用していた職員・アルバイト職員の人件費、について調査したか？

市教委) 調査していない。

⑥太陽管財が受託しなかった97年・2000年について、受託業者による再委託はおこなわれていなかったか？

京明プランニングが再受託していたことはないか、その調査は行ったか？

市教委) していない。

高橋県議) 委託契約に関して、仕様書は立派だがその通りにやっていないことが多くそこが問題だ。今の入札制度では安ければよいと言うことになっており、問題を引き起こす要因になっている。

契約条件について

①監視員の資格、経験・技術、年齢、は不問だったのか

市教委) 年齢は不問。その他は仕様書に明記されている。

②監視員への講習が実施されているかどうかなぜ確認されていなかったのか

市教委) 仕様書に明記されているので当然守られていると思った。

③監視員13人うち高校生11人は適当か、日給5600円は適当か

市教委) 確認していない。なぜ11人と報道されたのか分からない。日給については分からない。

④昨年太陽管財から講習終了の証明がないままなぜ契約をつづけ、今年度の入札から排除しなかったのか?

昨年以前の状況はどうだったのか?

市教委) 講習修了書は提出されていなかったのも昨年来3度提出を求めたが、提出されたのは事故後になってからだった。提出されていなかったことは管財課に伝えていなかった。このことは率直に認める。ただし情報が伝わっていたとしてもそのことで即入札から排除となったか、とは言いきれない。指名委員会や管財課が決めること。

業務管理について

1)市のプール管理・監視・監督、業者への管理・監督は、どうなっていたのか?

①市職員の開園前後、開園中の巡回・立会いではどんなことを点検することになっていたのか?

市教委) 市には点検項目のチェックリストはなかった。市にプール管理の専門家・技術者はいないので、安全管理を含め業務委託でその点を専門業者に委託し、まかせたつもりだった。受託業者は業者独自のリストを持っていたと思う。市としては業者と同じチェックをする必要はなく、全体的管理、衛生面などを確認するも思っている。仕様書や契約にもとづいてプール管理全般を把握していればよいと考えていた。しかし今となってはチェックリストをつくっておくべきだったと考えている。

②プール開園前の清掃・設備点検は京明プランニングにより行われていたか?さらに下請けに出されていたのではないか?

市教委) 分からない。

③施設・備品等に不具合があったとき業者は市当局にどのように報告することになっていたのか、

金額の多寡により報告様式の違い、修繕負担者の違いはあったのか?

修繕・改修の責任は業者にあるのか、市にあるのか?

市教委) プール閉園後に提出される要望書や管理日誌、業務報告書で報告することになっている。金額による報告様式、負担者の違いはない。修繕・改修の責任は市にある。教育委員会の予算で修繕費を組んでいる。

④針金による処置は報告されていたか、市は認識していたか?

給水口のふたを取り付ける際に、なぜ本来のネジを使用せず針金で固定することになったのか、調査は行なったか?

針金が外れていたのは劣化によるものか、イタズラか、これまでにイタズラされたことはあるか？その報告はあったか、市は調査したのか？

太陽管財(京明プランニング)による管理日誌、業務管理要望書にネジ・給水口の記述がなかったのはどのような理由だと考えるか、調査はしたか

市教委) 警察、調査委員会で調査中。針金による処置自体を認識していなかった。

⑤2000年に受託した業者は給水口のほとんどにボルトがなく新しいボルトを使用したと発言しているがその報告はあったのか？

市教委) 職員に対して聞き取り調査を行ったが、そういった事実は確認できていない。

⑥国の通知について課により対応の差がでたのはなぜか？

市教委) 通知自体が分かりにくかったこともあり、見落としていた。しっかりと読んでいればよかったと思う。

⑦自治体合併後に職員の巡回回数が減ったのはなぜか

市教委) 以前は事故がおきたプール隣の総合体育館に旧大井町の体育課があったが、合併後には体育課が大井総合支所(旧大井町庁舎)に移り、マメに巡回できなくなった。

2) 以前に同種同様の事故はあったか、それ以外の事故はどうか？

市教委) 利用者がころんで擦り傷を負った、というような小さな事故以外はない。

他施設について

①他の市立・市営体育・文化施設等の「公の施設」の管理運営においての同様の問題はないか？

市教委) 現在一斉点検中。結果は明らかにする。

②他の委託契約、指定管理者制度の中で、市が知らない業者が再受託しているケースはないか？

調査はおこなったか、今後行う予定はあるか？

市教委) 全庁的な問題なので市教委としては答えられない。

その他

①市当局、市議会の動向は？捜査当局の動向は？

市教委) 市は事故調査委員会で調査中。議会・捜査当局については分からない。

②報道機関等への太陽管財・京明プランニング職員の証言、発言について把握しているか

市教委) 報道を見て「え！」と思うようなことはあるが、誰の発言で正しいのかどうかは分からない。

③太陽管財・京明プランニング、それぞれの職員の発言と市職員の発言に違いはないか

市教委) 何が違いしているのか、何が正しく何が間違っているのかはわからない。警察が捜査中。

入札制度・業務委託制度・指定管理者制度について

①これまでの委託費の削減に合理的な根拠はあるのか？

業務内容・仕様の変更にそわない契約額の低下についてどう考えるか、低下が事故を招いたとは思わないか、

市教委) 営業期間、仕様内容が変われば契約額の増減はある。また業者間の競争で委託料が下がることもあり、一概にこうだとは断言できない。

②契約金額にしめる人件費の割合を調査したか

委託予算の切り詰めが人件費の低下、人材難を招き、安全性と市民へのサービスに影響を与えたとかんがえるが、どうか？

市教委) そうは考えていない。入札前に業者には仕様書を公開し、採算に合うと判断した業者が応札しているので。

③これ以降の入札に太陽管財、京明プランニングの両者を参加させるのか、させない場合の現場職員の雇用についての市の方針は？

8/21 教育局 FAX 回答 — 管財課照会分

両業者の入札参加につきましては、今後参加させない方向で現在検討しています。

なお、現場職員の雇用問題については、市と直接雇用関係がなく、事業者と労働者の問題と考えております。

④今後の業者指名にあたって指名基準の見直しは行う考えはあるのか？

8/21 教育局 FAX 回答 — 管財課照会分

現在のところ客観的な事実による選定方法を採用しており、指名基準の見直しは考えて降りません。ただし、前年実績の状況等積極的に情報収集をできるシステムの整備を考えていきたい。(委託業務に関する標準審査票の制定など)

⑤業者指名にあたって、業者の法令違反の有無や、雇用・人権・福祉・環境などについて考慮すべきと考えるが市の方針は？

8/21 教育局 FAX 回答 — 管財課照会分

必要と考えております。業者指名の際、これまで以上に考慮できる体制を確立していきたいと考えております。

⑥私たちは、入札制度に関して、金額の多寡だけでなく企業・団体の社会的価値により落札者を決定する『総合評価方式』や、『最低制限価格制度』『低価格調査制度』を導入したり、入札を経費削減のためだけでなく、政策実現の手段としてとらえなおし、県民雇用の安定、労働条件安定のための公正労働基準の確立、環境・福祉・人権・男女共同参画などの社会的価値実現を追及する『公契約条例』の制定をめざしているが、ふじみ野市の考え方は？

8/21 教育局 FAX 回答 — 管財課照会分

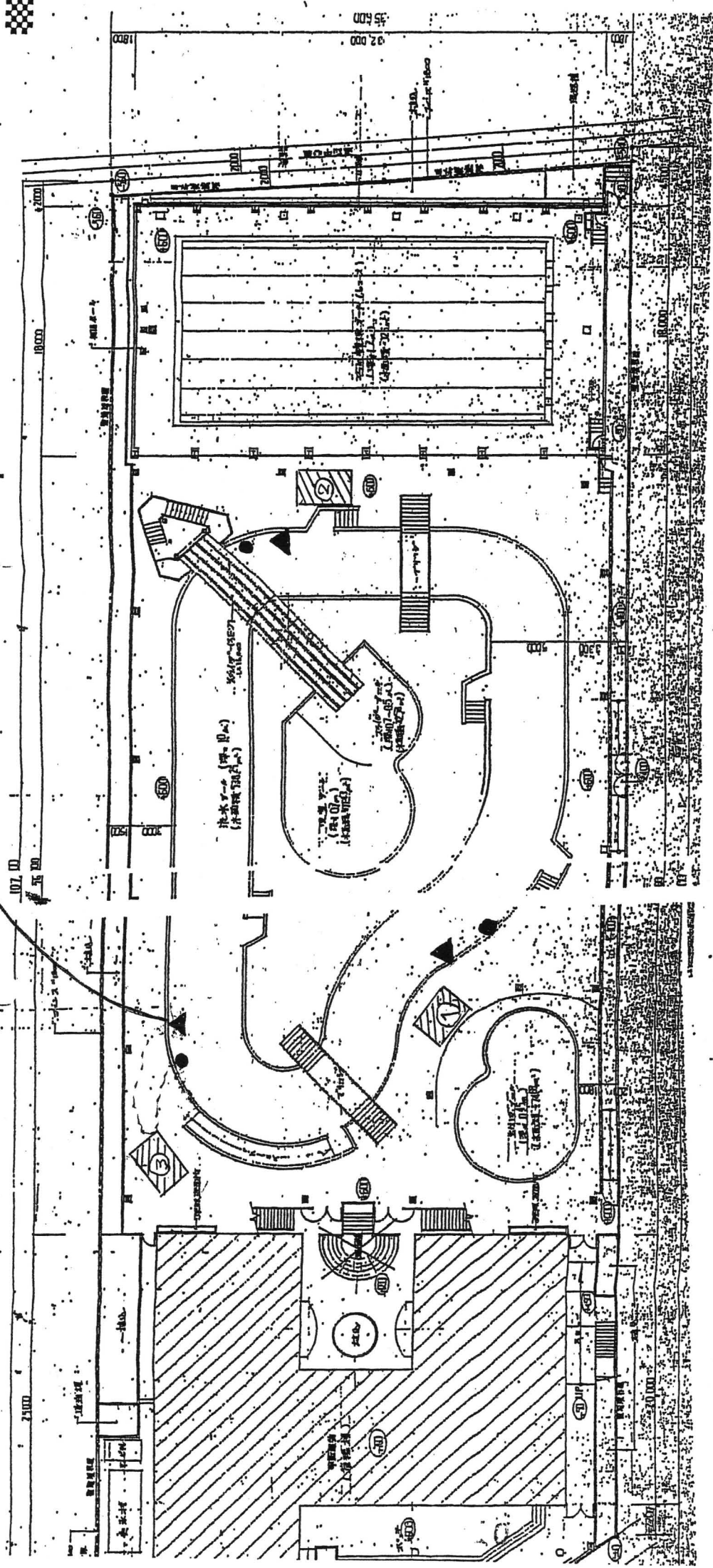
「最低制限価格制度」については、既に導入済みで「総合評価方式」「低価格調査制度」は今後の導入に向けて検討していきたいと考えております。

なお、「公契約条例」の制度につきましては、現在のところ考えておりません。

市教委) ③～⑥は管財課が所管。所管でない市教委が契約方針等には答えられない。あやふやな答えはできない。

市教委) 学校を除くスポーツ 19 施設の施設管理部門は 3 名で、その他臨時職員、シルバー人材センターから派遣された会員で管理している。現在プールだけでなく、近くの体育館・武道場なども休止中。

排水口(及水口)



- ▲ --- 吸水口
- --- 排水口
- ▨ --- 起流ポンプピット

ふじみ野市大井プール管理業務仕様書

1. プール施設の概要

(1) 所在地 ふじみ野市大井武蔵野 1 3 9 3 - 1

(2) 施設概要

ア. 管理棟及びプール本体

① 管理棟鉄筋造 2 階建延床面積 1, 0 1 0 m²

② プール本体

| 名 称 | 面 積 等 | 水 深 |
|---------|----------------------------|-----------------------|
| 幼 児プール | 7 4 . 2 9 m ² | 0 . 4 5 m |
| スライダー " | 4 2 . 1 0 m ² | 0 . 5 0 m ~ 0 . 7 0 m |
| 児 童 " | 7 2 . 9 0 m ² | 0 . 7 0 m |
| 流 水 " | 5 6 5 . 6 7 m ² | 1 . 0 0 m |
| 競 泳 " | 3 2 5 . 0 0 m ² | 1 . 1 0 m ~ 1 . 3 0 m |

③ スライダー (スライダープールの一端に取付)

3 レーン、長さ 1 6 . 1 5 m

④ ろ過装置 砂層式ろ過装置 3 基

1 時間あたり 2 0 立法メートル 1 基

1 時間あたり 1 2 0 立法メートル 1 基

1 時間あたり 1 8 0 立法メートル 1 基

イ. その他の施設

① プール管理棟北側駐車場 1, 8 0 0 m²

② プール管理棟南側駐輪場 5 0 0 m²

2. 委託期間

平成 1 8 年 6 月 1 9 日から平成 1 8 年 8 月 3 1 日まで

3. 開設期間

平成 1 8 年 7 月 1 5 日 (土) から平成 1 8 年 8 月 2 0 日 (日) までの

3 7 日間 午前 9 時から午後 5 時まで

休業日なし

4. 準備作業

委託期間の開始から開設期間開始までは、プール開設に支障をきたさないように開設までに下記の作業を行うこと。

(1) 各プール槽清掃後、プール水を流入させる前に、必ず委託者と日程調整を図ること。

(2) 開設までに下記の内容で管理棟、プールの清掃及び駐車場・駐輪場の除草清掃を行うこと。

| 業 務 | 作 業 内 容 | 清 掃 区 域 |
|-------|--|---|
| 管理棟清掃 | 床は、適正洗浄剤を使用し、ポリシャーにて洗浄、水絞りモップで綿密に拭き取り乾燥する。事務室、医務室、応接室、休憩室、監視室については、樹脂ワックスを塗布する。トイレ等タイル床は、適正洗浄剤を使用し、ポリシャーにて洗浄、モップで水分を拭き取る。窓の棧及びロッカー等については、砂ぼこり等掃除機で除去し、水絞り雑巾で綿密に拭き取る。床については、デッキブラシ等で水洗いを行い、汚れている部分については、適正洗浄剤を使用し、洗浄する。 | 全館 1階 事務室、医務室、応接室、ホール、玄関、談話コーナー、廊下、ロッカールーム及びロッカー、便所、倉庫、機械室、シャワールーム、更衣ブース、床、洗面所、足洗場 2階 階段、休憩室、監視室、床、便所、倉庫、厨房 高架水槽周辺 |
| ガラス清掃 | 中性洗浄剤又は適正薬品を使用し汚れを除去し、水拭きした後、乾いた布で磨き上げる。 | ガラス部分全部 両面 |
| プール清掃 | 中性洗浄剤とデッキブラシ等を使用し、洗浄する。 | 幼児プール、スライダープール、児童プール、流水プール、競泳プール |
| 除草清掃 | 人力又は機械で除草清掃する。 | プール廻り植栽の中、受水槽周辺、管理棟入り口周辺、プール北側駐車場、プール南側駐輪場 |

(3) 管理棟内通路及びプールサイドに養生マットを設置すること。

(4) テニスコート側に目隠し用フェンスを設置すること。

5. 係員の配置

(1) 人員及び期間

| 区 分 | 人 数 | 期 間 |
|----------|-----|-----------------|
| 管理責任者 | 1名 | 7月15日～8月20日 |
| 衛生管理者 | 1名 | 7月15日～8月20日 |
| 機械扱者 | 1名 | 7月15日～8月20日 |
| 看護士 | 1名 | 7月15日～8月20日 |
| 入場者整理員 | 2名 | 7月15日～8月20日 |
| 監視員 | 11名 | 7月15日～8月20日の平日 |
| ” | 15名 | 7月15日～8月20日の土日祝 |
| 管理棟巡回員 | 2名 | 7月15日～8月20日 |
| 管理棟内外清掃員 | 2名 | 7月15日～8月20日 |
| 場外整理員 | 3名 | 7月15日～8月20日の平日 |
| ” | 5名 | 7月15日～8月20日の土日祝 |

(2) 配置の時間

午前8時30分から午後5時30分

(3) 職務内容等

(ア) 共通事項

各担当者は、毎日プール使用前に担当区域を点検し、清掃に必要な物を準備し、終了後は、担当区域の清掃及び後片づけをして現状に復する。

(イ) 管理責任者

- ① プールにおける安全かつ衛生的な維持管理及び運営を確保するため、会社から派遣された現場の代表管理責任者で、委託業務の窓口となり、業務全体を総括し、各係員の指揮監督にあたる。
- ② 市から指示があった事項を会社とよく調整して現場で支障のないよう配慮をすること。
- ③ 機械操作も可能な者であること。
- ④ プールオープン中は毎日、券売機内のプール使用料を、使用料報告書に日計締切プリント及び硬貨回収プリントを添付し、現金を添えて市に提出をすること。
- ⑤ プールオープン中は、プール管理日誌及び管理報告書をもって、委託者に委託期間中毎日報告をすること。また、準備期間及び後片付け期間中で、作業をした場合も、管理報告書をもって報告すること。

(ウ) 衛生管理者

- ① プールにおける安全かつ衛生的な維持管理の実務を行わせるため、安全及び衛生についての知識及び技能を持つ者を充てること。機械操作も可能な者であること。
- ② 薬剤を投入し、1時間毎にプール水の残留塩素を測定し、常時所定の数値を保持する。
- ③ 開始時から1時間毎に気温・水温・残留塩素等の測定値をプール管理日誌（7月15日から8月20日）に記入する。
- ④ 開始時から受水槽・高架水槽の点検及び給水栓における水質検査を簡易専用水道管理点検記録（7月15日から8月31日）に記入する。
- ⑤ 水道のメーター（親メーター及び各プールのメーター）をプール開場前と閉場後に検針しプール管理日誌に記入する。
- ⑥ 次亜鉛素酸ソーダをプール開場前と閉場後に検針しプール管理日誌に記入する。

(エ) 機械扱者

- ① 衛生管理者を補佐し、機械の調整をする際は、衛生管理者と十分な打ち合わせをすること。
- ② ろ過機の運転及び保守と逆洗の際の配水には特に注意する。
- ③ 放送設備及び火災設備に対し、支障のないよう配慮すること。

(オ) 看護師

看護師免許を有する者で、プール利用者等のケガ、溺者、病人等の応急処置を行い、状況により救急車の手配をする。
看護師業務及び軽易な業務も行うこと。

(カ) 入場者整理員（受付を含む）

- ① 入退場者の状況により配置を調整する。
- ② プール入場者に入場券を券売機で購入することを案内する。
- ③ 入場券を受け取る。
- ④ 下足袋（ビニール袋）を渡し、退場の際回収する。
- ⑤ 未就学児、高齢者、障害者及びその付添人等をカウントする。

(キ) 監視員

- ① 監視員は、指令、監視、スライダー、待機等適正なローテーションを行い配置すること。
- ② プール使用前毎後毎日、プールクリーナー等により水中及びプールサ

イド等の清掃を行う。また、休息時に水中の異物等の探査を行う。

指令

常時プール全体に注意をはらい、混雑状況、水温、気温等の状況を把握し、他の係員に適切な指示を行う。また、必要に応じ、休息時間の合図、迷子、危険防止等の放送を行う。

監視

プールから目を離すことなく、危険行為、妨害行為等を禁じ溺者を早期発見し救助にあたる。

巡回

プールサイドを巡回し、事故防止に努めること。

スライダー

スライダー利用者の安全を確保し、利用者の整理にあたる。

待機

次の勤務のため、体を休め、交代の体制を整えておく。

その他必要に応じ、安全対策を講ずること。

各配置についた者は、まわりの状況について十分注意し、支障のないようにすること。

監視員は、日本赤十字社、日本水泳連盟等の講習会を終了した者及び経験者を適切に配置し、適正な監視体制を確立すること。

(ク) 管理棟巡回員

随時男・女更衣室（ロッカールーム）内の巡視を必ず行い、終了後ロッカー内の点検を行い、事故防止に努めること。

(ケ) 管理棟内外清掃員

- ① プール管理棟（プール売店テラスを含む）・プール場内及びプール施設外付近の清掃を行うこと。更衣室及びテラス床の清掃には特に注意を払うこと。1、2階の便所の清掃を行うこと。
 - ② 衛生面に特に留意し、薬品及びトイレットペーパー等を補充すること。
 - ③ プール駐車場及び駐輪場の除草清掃を行うこと。
- 上記場所の清掃後は、くず入れのごみを回収分別し、指定した場所に置くこと。また、プールサイド等のよごれ、ごみ等については、随時清掃すること。

(コ) 場外整理員

- ① 場外整理員は、駐車場及び駐輪場等の配置につくこと。
- ② 駐車場内外の車・自転車・バイクの誘導を行う。

③ プール利用者については、プール北側駐車場に案内し、プール北側駐車場が満車の場合には、体育館前駐車場をプール臨時駐車場とし駐車案内する。その場合、体育館利用者については、体育館駐車場及び体育館東側駐車場に駐車案内する。

④ 違法駐車を注意する。

⑤ 自転車・バイクを駐輪場（プール南側）に誘導すること、自転車整理も行う。

⑥ 駐車場、駐輪場においては安全確認をし、駐車、駐輪に支障をきたさないよう清掃もすること。

6. 管理業務に伴う使用備品及び消耗品等

(1) 市で準備する使用備品

掃除機1台（乾湿両用）・トランシーバー6台・プールクリーナー2台

(2) 市で準備する消耗品等

次亜鉛素酸ソーダ・救急医薬品・残留塩素測定器及び試薬

(3) 受託者で準備する消耗品等

トイレボール・トイレットペーパー・水石けん・ガソリン・透明又は半透明ごみ袋・下足袋（ビニール袋）・電池その他必要な消耗品

また、貸与備品等については、破損しないように丁寧に扱い、もし、破損した場合には、受託者が負担すること。

(4) 受託者は、プール使用料券売機内のつり銭を準備しておくこと。

(5) 受託者が両替紙幣、硬貨を準備し両替業務を行う。

① 公衆電話が設置してあるので、10円玉の両替分も準備しておくこと。

② プール使用料券売機・高額紙幣両替機を設置してあるので、不足が生じないように準備しておくこと。

(6) 管理業務を実施するために必要な水及び電力は、無償で受託者に供給するが、これらの使用については、極力節減に努めること。

7. 清掃業務

| 業務 | 作業日 | 作業内容 | 清掃区域 |
|--------------|-------------|---|---|
| 管理棟 清掃 | 開設期間 中随時 | 床は、適正洗剤を使用し、ポリシャーにて洗浄、水絞りモップで綿密に拭き取り乾燥する。事務室、医務室、応接室、休憩室、監視室については、樹脂ワックスを塗布する。トイレ等タイル床は、適正洗剤を使用し、ポリシャーにて洗浄、モップで水分を拭き取る。窓の棧及びロッカー等については、砂ぼこり等掃除機で除去し、水絞り雑巾で綿密に拭き取る。床については、デッキブラシ等で水洗いを行い、汚れている部分については、適正洗剤を使用し、洗浄する。 | 全館 1階 事務室、医務室、応接室、ホール、玄関、談話コーナー、廊下、ロッカールーム及びロッカー、便所、機械室、シャワールーム、更衣ブース、床、洗面所、足洗場 2階 階段、休憩室、監視室、床、便所、 |
| ガラス 清掃 | 開設期間 中随時 | 中性洗剤又は適正薬品を使用し汚れを除去し、水拭きした後、乾いた布で磨き上げる。 | ガラス部分全部 両面 |
| プールサイド 清掃 | 開設期間 中随時 | 中性洗剤とデッキブラシ等を使用し、洗浄する。 | 各プールサイド |
| 除草清掃 | 開設期間 中随時 | 人力又は機械で除草清掃する。 | プール本体、管理棟入り口、駐車場、駐輪場 |

※ 管理棟、ガラス、プールについては、開設中汚れがある場合には、随時上記の方法により清掃すること。また、プール管理棟周辺及び駐車場、駐輪場の除草清掃もすること。

8. 受託者の責務

- (1) 受託者は、従業員の服装に関して一般利用者との区別ができる統一した被服を着用させること。
- (2) 受託者は、プール施設設備について、善良な管理者の注意により保守管理すること。

- (3) プール使用料券売機内の現金については、受託者が責任を負うこと。
又、盗難・故障等が発生した場合は、速やかに市に報告し、指示を受け
ること。
- (4) 事故が発生し、その原因が受託者の故意又は過失による場合は、受託
者が責任を負うこと。
- (5) 受託者は、(4)の責任を補てんするため、賠償責任保険に加入するこ
と。
- (6) 受託者は、従業員の経歴書を市に提出すること。
- (7) プールの水質検査は、プールオープン中の7月・8月に各1回水素イ
オン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、残留塩素濃度、大腸菌群、
一般細菌の検査を行い、2回の内1回は総トリハロメタンの検査も行い
結果報告書を委託者に提出すること。
- (8) 利用者の事故防止及び衛生面については、細心の注意を払うこと。

9. 事故報告

受託者は、事故が発生した場合には、必要な処置を講ずるとともに、直
ちに口答で報告し、後に書面をもって市長に報告すること。

10. 委託金額の支払方法

委託金額については、2回（1回目は、8月中に委託金額の2分の1、
2回目は、業務完了後とする。）に分けて支払いをするものとする。

11. その他

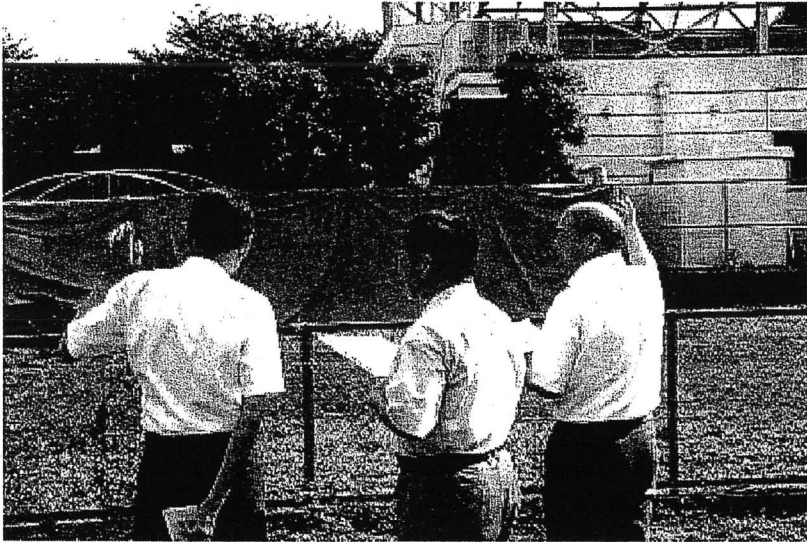
この仕様書に明示されていない事項については、市の指示に従うこと。

全日本自治団体労働組合 (H.P)

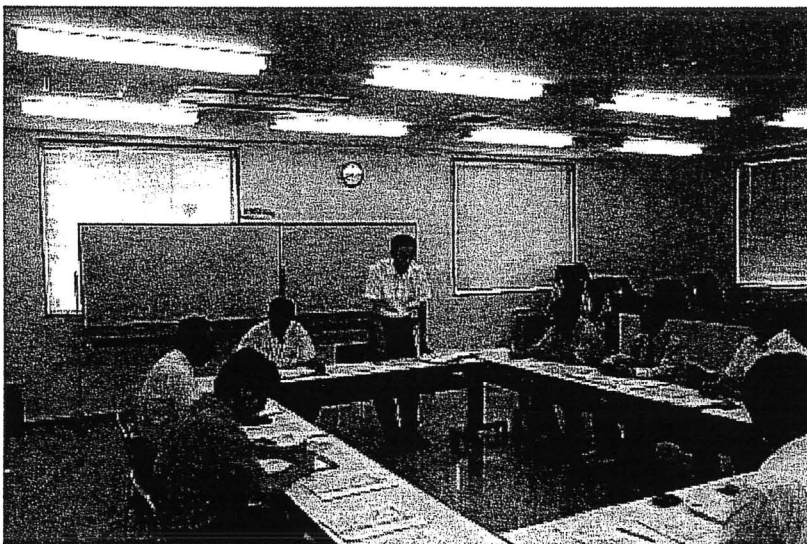
2006年8月16日

■ 訪問事故調査

ふじみ野市市営プール死亡事故で 埼玉県本部が訪問調査実施



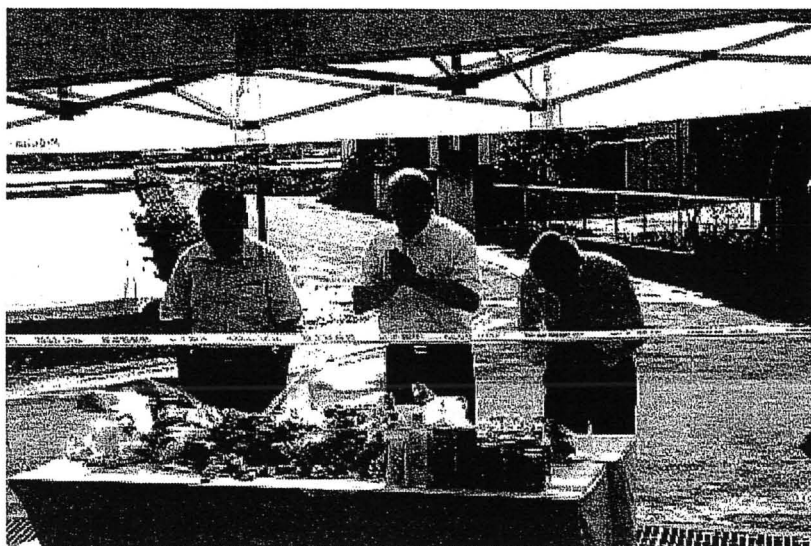
● 事故現場にはカバーが掛けられ、今も痛ましい姿を残している



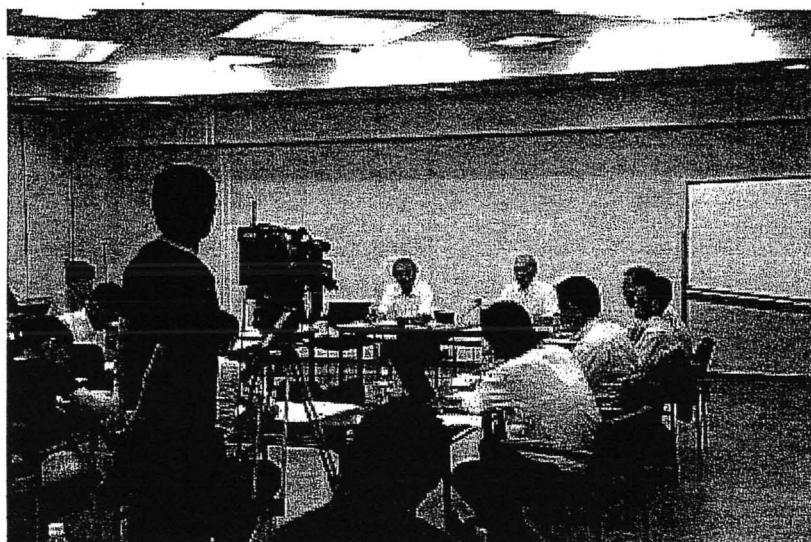
● 埼玉県本部は市の教育委員会と質疑を行った

自治労埼玉県本部は、ふじみ野市営大井プールで小学生女児が吸水口に吸い込まれ死亡した事故を受け、8月16日にふじみ野市へ訪問調査を行なった。事故では、市側の危機管理責任が問われるとともに、委託先企業がさらに別会社へ管理を丸投げしていたなど、委託契約における問題も浮き彫りになっている。価格入札から政策入札への転換が必要だ。

調査は、埼玉県本部が事前に用意した質問状に対し、市の教育委員会が応じる形で行なわれた。埼玉県本部



● 献花台で追悼の意を表す高橋努民主党埼玉県議会議員(左)、山下弘之埼玉県本部副委員長(中)、大石正英民主党ふじみ野市議会議員(右)

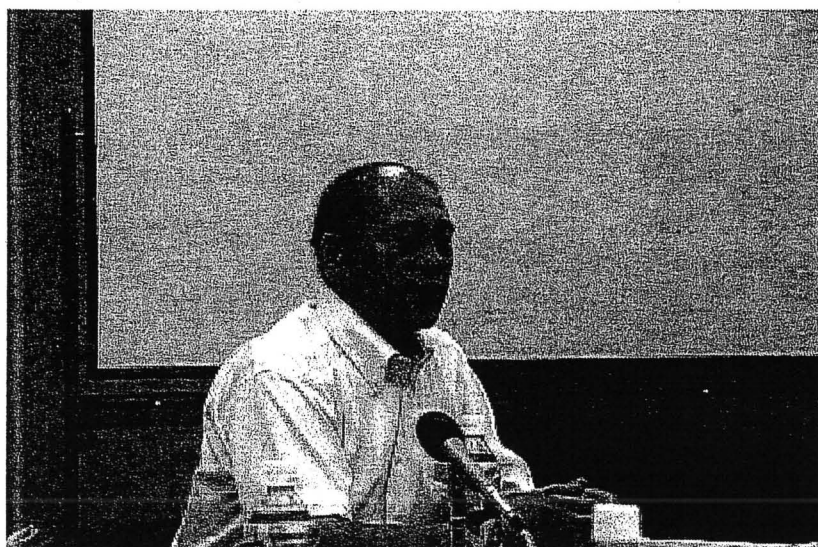


● 埼玉県本部は調査後に記者会見を開いた

は、事故の責任追及もさることながら、事故の原因究明と再発防止を基本に質問を行い、とくに価格競争のみに頼る委託契約の問題点を指摘した。

質疑において教育委員会は、「施設の管理について総体的管理を重視したため、施設の細分にわたる専門的なチェックまで行なえていなかった」、「国からの安全対策通知について、現場レベルでの不理解・見落としもあった」、「自治体合併後に、プール付近にあった管理事務所が旧大井町役場内に移動したため、職員による巡回回数が減少していた」など、市の対応のまずさも認めた。

しかし、県本部が指摘した、「価格のみ重視した競争入札では、



●山下弘之副委員長は公契約条例の必要性にも言及

安かろう悪かろうという悪循環に陥りかねない」、「業者指名の基準は適切だったのか」、「環境・福祉・男女平等・公正労働基準に配慮した、総合評価入札制度への転換が必要ではないか」、「他の公の施設において同様の問題はないのか」など

委託契約の問題点については、「契約そのものについては市の管財課の対応となり、こちらでは答えられない」との回答に終始した。

契約関係を管理する管財課と現場を管理する教育委員会。その関係の問題も今回明らかになった。5年連続で落札している委託先企業の太陽管財は、毎年必要とされる監視員への講習実施状況の提出を、昨年来、教育委員会から3回催促されていたにもかかわらず、報告を怠っていた。驚くべきことにその報告は、今回の事件後8月5日、昨年と今年の2年分が、ようやく教育委員会に届けられていた。しかし、その事実は教育委員会から管財課へは報告されておらず、担当部署間での連携や、価格だけで落札した業者が現場で問題を起こすことに、入札段階でいかに歯止めを掛けるか、今後の課題として浮き彫りになった形だ。

埼玉県本部は、訪問調査後に記者会見を開き、「価格だけに頼らない総合評価入札制度やそれを担保する公契約条例の制定が急務だ」と訴えた。また、今回の調査では、質問について明らかにされなかった点も多く、埼玉県本部として、今後も調査を行なう構えだ。

なお、今調査について、埼玉県本部は、8月24日からの自治労第78回定期大会で、中間的な報告書を配布する予定。今年3月、埼玉県議会では、アス

ベスト対策とあわせ、公共工事等に対する「公契約における適正な労働条件の確保に関する」意見書が採択されている。今後も全国的に入札制度の改善と公契約条例制定の実現を追求する必要がある。

自治労県本部が調査

委託契約内容の不備指摘

読花新聞

ふじみ野市の市営「ふじみ野市大井プール」で、所沢市山口、小学2年丸丸珠梨香ちゃん(7)が吸水口に吸い込まれ死亡した事故で、自治労埼玉県本部(さいたま市浦和区)のメンバーが16日、市役所や事故現場で訪問調査を行った。

地方自治体の合同労組として、行政側の問題点を追及し、サービス改善につながるよう、今回の訪問調査を市側へ要請した。

同本部側からは山下弘之副委員長ほか県議、ふじみ野市議ら8人が参加、市側は市教委の池本敏雄教育次長と高見輝雄体育課長が対応した。非公開で行われた会談後、メンバーらは事故があったプールを視察し、当時の事故状況について説明を受けた。

視察後、山下副委員長らは同市役所で会見。山下副

委員長の「回答できなかったプール」の修繕・改修の責任について市側は「おぼろげな修理責任は市側にあった」と話した。しかし、プール管理会社との「委託契約や契約金額」「入札制度」などについては、「入札の担当は管財課でわからなく」「警察と資料を押収され、調べられない」となると回答が得られなかったと述べた。

山下副委員長は業者の契約内容については、監視員などの研修時間を具体的に明記するべきだなどと述べた。市教委の池本教育

次長は「回答できなかった内容については、管財課などに問い合わせさせて説明すると話している。」

< 読花 > '06.8.17

「ふたの修繕市の責任」

ふじみ野・流水プール事故 市が自治労に説明

ふじみ野市の市営流水プール事故で、自治労県本部のメンバーら八人が「ふじみ野市大井総合支所を訪れ、プール管理と業者の契約



ふじみ野市の市営流水プール事故で、自治労県本部のメンバーら八人が「ふじみ野市大井総合支所を訪れ、プール管理と業者の契約

内容や管理業務の実態などについて説明を求めた。市側は「吸水口のふたなどの修繕については市に責任があった」と話した。

自治労側が事前に提出した質問書に対し、市の池本敏雄教育次長と高見輝雄体育課長が回答。自治労側が施設、備品などの不具合について、「修繕、改修の責任は業者が市か、どちらにあるのか」と質問すると、市側は「市教委に責任があり、修繕は委託業務に含まれない」と説明した。

また、監視員の講習修了証が提出されないまま業者との契約が継続していた点について、市側は「提出されていない」とし、市教委が管財課に伝えていなかった」と責任を認めた。さらに、委託会社から下請けした京明プランニングの現場責任者(30)が事故後の今月五日、市に昨年と今年の二年分、監視員の履歴書などを提出していたことも明らかにした。

自治労側が出していた入札制度などをめぐり問題については、後日回答する予定だった。

この後、自治労県本部のメンバーらは現場のプールを視察。山下弘之副委員長は「入札による低価格競争と業務委託が管理業務の質を低下させている」となげを指摘した。

(土門哲雄)

'06.8.17.

< 読花 >

ふじみ野市のプール事故 自治労県本部が現地調査

7月31日に起きたふじみ野市のプール事故を受けて、県内の地方公務員などで構成する自治労埼玉県本部が現地調査を行いました。

16日は自治労埼玉県本部の山下弘之副委員長のほか自治労中央本部、県議ら8人がふじみ野市大井総合支所を訪れました。

調査ではまず太陽管財、京明プランニングとの委託契約の状況などについて市の池本敏雄教育次長、高見輝雄体育課長から説明を受けたあと、事故の起きた市営プールを視察しました。

調査後の会見で山下副委員長は「安ければ良いという、質を度外視した委託制度や入札については見直さなくてはならない」と、話しました。

(21時30分ニュース)

自治労県本部が調査

ふじみ野市 入札の質確保を提言

ふじみ野市大井武蔵野部の山下弘之副中央執行部の市営大井プールで所沢委員長ら関係者のほか、市立小手指小二年の戸丸瑛梨香さん(10)が死亡した事故を受け、自治労県本部(浪江福治委員長)が16日、現地調査を実施した。市の委託契約の入札制度についても聞き取り調査した。

現地調査したのは同本

ふじみ野市大井支所の教育委員会を訪れた関係者は、池本敏雄教育次長に面会。質疑応答の後、事故現場のプールを訪れ、瑛梨香さんの真摯

を祈った。質疑の中で、修繕費の予算が市教委にあることが判明。委託会社が修繕箇所を発見した場合、市教委と修繕契約を結んだ後に予算を落とすシステムになっている。ただ、排水口が針金で閉じられていたことに市教委は「知らなかった」と回答した。また、市が委託会社に提出を求めている監視員の研修修了書が事故後に提出されたことも分

かった。入札制度の質問は市教委以外の所管もあり、市教委は後日あらためて報告すると約束した。山下副中央執行委員長は「研修時間をはつきりさせるなど改善すべき点は多くある」と指摘。回答を持ち越された入札については「安ければいい」というのでは見直しが出る。質を担保する制度にすべき」と市に提言した。

<埼玉>06.8.17.

自治労が聞き取り調査

プール事故 市側は即答せず

ふじみ野市の市営プールで女児が吸水口に吸い込まれて死亡した事故で、自治労県本部のメンバーと県議、市議ら8人が16日、同市大井総合支所を訪れ、プール管理をめぐり市と業者の委託契約の状況や業務管理などについて聞き取り調査を行った。市側は池本敏雄・教育次長と高見輝雄・体育課長が対応した。

業者指名の詳細を管財課に問い合わせ、内容をとりまとめ後日回答する」と答えたという。また、市は同日、管

理業務を下請けした京明プランニング(さいたま市見沼区)が事故後の5日、未提出だった監視員の安全講習修了証を提出したことを明らかにした。池本次長は「昨年度と今年度の書類を受け取った。直後に警察に提出したため、詳しい中身や人数は覚えていない」と話した。

【和田憲二】

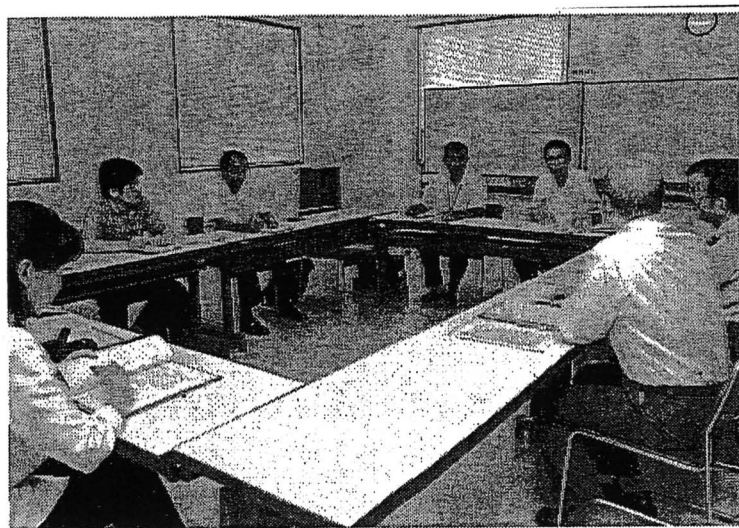
山下弘之・県本部副委員長によると、プール管理業者の入札指名基準や、委託契約の推移について、市は「管財課の事務なので詳しくは分からない」と答え、「入札、

<毎日> 06.8.17.

プール事故 自治労が現地調査

「丸投げ」印象受けた

ふじみ野市の市営プール（浪江福祉委員長）は、16日、現地調査を行い、入札や業務委託制度などについて問い合わせた。



か、事故のあったプールを敷地外から視察した。調査は同市教委の意向により非公開。調査終了後、同本部役員らが報道陣の質問に答え、「本来は市がやらなくてはならないことも業者に丸投げをしていった印象を受けた。入札制度などの問題点について質問したが『担当ではない』などと答えてもらえなかった」と説明した。

同本部は委託契約や業務管理、入札制度などに関する35の質問を提示。調査には同本部関係者や高橋努議員ら8人が出席。同本部によると、市はプールの修繕費について、「委託費に含まれておらず、市教委の予算内で市の責任のもと修繕を行う」とした上で、委託側と受託側とで針金補強などに関する証言が食い違っていることについて「分からない。調査中だ」と述べたという。

また、資格のない監視員を配置していたとされる問題については4日に、京明プランニング社員でプールの現場責任者(36)から、昨年度と今年度分の講習会受講証明書を出されたとして、警察に提供したため内訳については不明という。

一方、委託費の削減などが事故を招いたのではないかという指摘に対しては「入札などは管財課が担当している。市教委としては答えられない」と話したという。

市側は池本敏雄教育次長と高見輝雄体育課長の2人が対応した。

同本部によると、市はプールの修繕費について、「委託費に含まれておらず、市教委の予算内で市の責任のもと修繕を行う」とした上で、委託側と受託側とで針金補強などに関する証言が食い違っていることについて「分からない。調査中だ」と述べたという。

また、資格のない監視員を配置していたとされる問題については4日に、京明プランニング社員でプールの現場責任者(36)から、昨年度と今年度分の講習会受講証明書を出されたとして、警察に提供したため内訳については不明という。

一方、委託費の削減などが事故を招いたのではないかという指摘に対しては「入札などは管財課が担当している。市教委としては答えられない」と話したという。

同本部によると、市はプールの修繕費について、「委託費に含まれておらず、市教委の予算内で市の責任のもと修繕を行う」とした上で、委託側と受託側とで針金補強などに関する証言が食い違っていることについて「分からない。調査中だ」と述べたという。

また、資格のない監視員を配置していたとされる問題については4日に、京明プランニング社員でプールの現場責任者(36)から、昨年度と今年度分の講習会受講証明書を出されたとして、警察に提供したため内訳については不明という。

一方、委託費の削減などが事故を招いたのではないかという指摘に対しては「入札などは管財課が担当している。市教委としては答えられない」と話したという。

同本部によると、市はプールの修繕費について、「委託費に含まれておらず、市教委の予算内で市の責任のもと修繕を行う」とした上で、委託側と受託側とで針金補強などに関する証言が食い違っていることについて「分からない。調査中だ」と述べたという。

また、資格のない監視員を配置していたとされる問題については4日に、京明プランニング社員でプールの現場責任者(36)から、昨年度と今年度分の講習会受講証明書を出されたとして、警察に提供したため内訳については不明という。

一方、委託費の削減などが事故を招いたのではないかという指摘に対しては「入札などは管財課が担当している。市教委としては答えられない」と話したという。

同本部によると、市はプールの修繕費について、「委託費に含まれておらず、市教委の予算内で市の責任のもと修繕を行う」とした上で、委託側と受託側とで針金補強などに関する証言が食い違っていることについて「分からない。調査中だ」と述べたという。

また、資格のない監視員を配置していたとされる問題については4日に、京明プランニング社員でプールの現場責任者(36)から、昨年度と今年度分の講習会受講証明書を出されたとして、警察に提供したため内訳については不明という。

一方、委託費の削減などが事故を招いたのではないかという指摘に対しては「入札などは管財課が担当している。市教委としては答えられない」と話したという。

同本部によると、市はプールの修繕費について、「委託費に含まれておらず、市教委の予算内で市の責任のもと修繕を行う」とした上で、委託側と受託側とで針金補強などに関する証言が食い違っていることについて「分からない。調査中だ」と述べたという。

また、資格のない監視員を配置していたとされる問題については4日に、京明プランニング社員でプールの現場責任者(36)から、昨年度と今年度分の講習会受講証明書を出されたとして、警察に提供したため内訳については不明という。

一方、委託費の削減などが事故を招いたのではないかという指摘に対しては「入札などは管財課が担当している。市教委としては答えられない」と話したという。

同本部によると、市はプールの修繕費について、「委託費に含まれておらず、市教委の予算内で市の責任のもと修繕を行う」とした上で、委託側と受託側とで針金補強などに関する証言が食い違っていることについて「分からない。調査中だ」と述べたという。

また、資格のない監視員を配置していたとされる問題については4日に、京明プランニング社員でプールの現場責任者(36)から、昨年度と今年度分の講習会受講証明書を出されたとして、警察に提供したため内訳については不明という。

一方、委託費の削減などが事故を招いたのではないかという指摘に対しては「入札などは管財課が担当している。市教委としては答えられない」と話したという。

産経新聞

06.8.17

産経

06.8.17

産経

06.8.17

産経

06.8.17

産経

06.8.17

産経

06.8.17

産経

06.8.17

産経

06.8.17

産経

06.8.17

産経

06.8.17

産経

06.8.17

産経

06.8.17

産経

06.8.17

産経

06.8.17

産経

06.8.17

産経

06.8.17

産経

06.8.17

産経

06.8.17

産経

06.8.17

産経

06.8.17



自治労幹部らと手を合わせる自治労幹部ら＝16日、ふじみ野市で

自治労幹部や 県議らが調査

ふじみ野市の市営プールで小学2年女児が死亡した事故で、自治労県本部の幹部や民主系系の県議らが調査した。市教委は「契約条件が分かった上での入札参加なので問題はない」と答えたという。一方で、「市の管理に問題があったのではないか」という

質問に、市教委は「プールに精通する職員がいなかった」などと不備を認めたとした。山下弘之副委員長は「業者の質ではなく、金額面を重視する入札など市の管理体制についても指摘したい」と話した。

講習の修了証 事故後に提出

ふじみ野市との契約で提出が義務づけられていたプールのアルバイト監視員の救命講習の修了証について、実質的にプールを管理していた「京明プランニング」(さいたま市見沼区)の現場責任者が昨年分と今年分の修了証を、事故後になって市に提出していたことが16日わかった。市教委が明らかにした。

市教委によると、昨年3回、今年2回、市は管理を委託されていた元請けの「太陽管財」(同市北区)に提出を求めたが提出されなかった。

プール事故が起きたのは7月31日。しかし、今月5日になって現場責任者が修了証を、市側に手渡したという。修了証が、監視員全員分だったかどうかについて、市教委は「すでに県警に提出したので確認していない」としている。

講習の修了証 事故後に提出

ふじみ野市との契約で提出が義務づけられていたプールのアルバイト監視員の救命講習の修了証について、実質的にプールを管理していた「京明プランニング」(さいたま市見沼区)の現場責任者が昨年分と今年分の修了証を、事故後になって市に提出していたことが16日わかった。市教委が明らかにした。

市教委によると、昨年3回、今年2回、市は管理を委託されていた元請けの「太陽管財」(同市北区)に提出を求めたが提出されなかった。

朝日新聞

06.8.17

朝日

06.8.17

朝日

06.8.17

朝日

06.8.17

朝日

06.8.17

朝日

06.8.17

朝日

06.8.17

朝日

06.8.17

朝日

06.8.17

朝日

06.8.17

朝日

06.8.17

朝日

06.8.17

朝日

06.8.17

朝日

06.8.17

朝日

06.8.17

朝日

06.8.17

朝日

06.8.17

朝日

06.8.17

朝日

06.8.17

朝日

06.8.17

2006.3月

埼玉県議会に意見書提出

議第4号議案

公契約における適正な労働条件の確保に関する意見書

長引く不況を背景とした緊縮財政の下、国や自治体がいわゆる公契約に基づいて発注する公共工事の事業量が減少し、企業間の競争が厳しさを増す中で、受注企業やその下請け企業等で働く労働者の賃金や雇用体系は常に不安定な状態にあり、労働者の生活に深刻な影響を及ぼしている。

本来、賃金等の労働条件については、公契約の下における労働であるか否かにかかわらず、最低賃金法や労働基準法に定める労働条件に照らし、労使当事者が自主的に取り組むべきものである。しかし、公共工事の発注においては、一般的に、工事代金の総価格を契約金額として締結する「総価方式」を採用しているため、下請けの労働者の賃金が低く抑えられてしまう傾向にあることが指摘されている。

平成12年11月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が制定された際、参議院は「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努めること」との附帯決議を付しているが、公共工事に従事する労働者に最低賃金を保障するための対策はいまだ十分であるとは言い難い。

よって、国においては、公契約における適正な労働条件の確保を図るために、公契約の受注者に対し最低賃金法及び労働基準法の遵守を徹底させ、労働者の安定的な雇用・賃金体系の向上を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

埼玉県議会 議長

| | | |
|--------|---|---|
| 衆議院議長 | } | 様 |
| 参議院議長 | | |
| 内閣総理大臣 | | |
| 厚生労働大臣 | | |
| 国土交通大臣 | | |

〇〇市長 様

要 請 書 (案)

連合 〇〇
 会長 〇〇△△
 連合 △△地協
 議長 〇〇△△

日ごろ、地方自治の発展に尽力されている、貴職に敬意を表します。

さて、連合では働く労働者の雇用安定、賃金、労働条件の維持、生活の確保と公共サービスの向上へ向けて、労働法遵守、雇用保障と公正労働基準の制度化、および社会的価値の実現に資する自治体条例を求めています。

したがって、貴職におきましては公正な入札、雇用保障と労働条件の維持のため以下の措置をとることを要請します。

〈基本要 求〉

1. 雇用安定をはかるため、公社・事業団などの統廃合や競争入札などにより委託事業者が変更になった場合でも、総合評価方式を活用して、これまで従事してきた労働者の「雇用保障」や「優先雇用」の協定を関係団体、労組間で締結すること。さらに、公共サービスの維持・発展をはかるために、雇用引継ぎとともに、賃金、労働条件、勤続年数、労働協約、労働慣行の継続をはかること。
2. 事業者の入札参加にあたっては、労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、パート労働法、男女雇用機会均等法、育児介護休業法、雇用保険法、社会保険法、就業規則整備等の法令遵守(コンプライアンス)を参加条件とすること。特に、過去1年間における労働基準法等違反企業や不当労働行為企業を契約から排除すること。
3. 人件費積算にあたっては、公正労働基準を確立するため、ILO94号条約(公契約における労働条項)の趣旨を活かし、これまで従事していた職員賃金を原則とし、少なくとも同一地域の同様な職種の平均賃金を下回らない積算をすること。また、週40時間、完全週休二日、有給休暇の完全取得ができる人員を確保した適正な価格とすること。労務提供型請負(業務委託)の入札・落札においても公正労働基準に基づく「最低制限価格制度」「低入札価格調査制度」を導入し、ダンピングを排除すること。
4. 仕様書や委託先企業との契約書において、労働基準法、労組法、労働安全衛生法、パート労働法、男女雇用機会均等法、育児介護休業法、雇用保険法、社会保険法、労働者派遣法等が遵守されるよう徹底をはかるため、こうした労働法(指針を含む)を遵守する旨の公正労働条項を設けること。現行の委託契約書、仕様書を公開すること。
 また、一方的な仕様書の変更など自治体の優越的地位を濫用しないこと。
5. 公社・事業団、社協、民間委託企業など主として自治体の補助金、委託費などに依拠する事業所の労働者(パートを含む)に対する最低賃金としては、自治体職員の高卒初任給水準を下回らないようにし、少なくとも、連合リビング・ウェッジ(生活賃金)の時間給840円を下回らないよう契約書、仕様書で定めること。
6. ぶきを追求する競争入札から、公共サービスの質の向上や自治体政策実現に資する入札にむけ、公正労働、雇用継続、障害者雇用、男女平等参画、環境、人権等を総合評価する公契約基本条例を制定すること。

〈一般要 求〉

7. 総合評価方式を活かし、ダンピングを防ぐとともに、技術、経験、公正労働基準、雇用引継ぎ、障害者雇用、男女平等参画などが委託契約に反映されるようにすること。業務の継続性をはかるために、随意契約についても活用すること。
8. 委託担当、委託先への出向、派遣職員に対して、労基法、労組法、労働安全衛生基準法、パート労働法、男女雇用機会均等法、育児介護休業法、雇用保険法、社会保険法、労働者派遣法などの研修を実施し、遵守するよう指導すること。また、セクシャル・ハラスメントを防止するための基本方針を明らかにし、啓発活動や苦情処理のための具体的実施計画と定めること。
9. 委託企業従業員に対して、地域公共サービスを向上し、業務遂行のための職員研修、安全研修、および人権研修を有給実施すること。労働安全・衛生のための研修についても有給で実施し、災害防止の対策を十分行うこと。
10. 自治体設置の公社、事業団などにおける不払い残業をなくす予算措置を講じること。
11. 介護保険による指定事業所において、労働基準法、労働安全衛生法、パート労働法などの違反がないように、労働基準監督署、労政事務所などと共同で、周知徹底、改善指導、違反摘発を行うこと。
 また、保険者として介護労働者が安心して働き続けられるよう環境整備を図ること。
12. 委託企業従業員にも、自治体福利厚生制度が利用できるようにすること。

ミス次々明るみに 空洞化していた管理

会合の最中に携帯電話が鳴った。事故発生翌日にふじみ野市が設置した事故調査委員会に、かけてきたのは市営プールの管理を請け負った「太陽管財」の社長だった。

「もっと早く知らせるべきなのに申し訳ありません」。そう切り出して同社が業務を丸投げしていたことを打ち明けた。

当事者たちが事故後に初めて知る事実はさらに相次ぐ。

業務を下請けしていた「京明プランニング」の社長は、吸水口のふたを六、七年前から針金で留めていたことを明らかにしたが、「四隅すべてとは知らなかった」。ふじみ野市は針金で留めていたことを「まったく知らなかった」と繰り返した。

▽疎かなチェック

市営プールの管理責任はふじみ野市にあるが、実際の業務は入札で落札した太陽管財が請け負っていた。しかし太陽管財は京明プランニングに“丸投げ”し、京明は責任者の社員が太陽管財を名乗り、アルバイトの監視員が実務を行っていた。

監視員十三人のうち、十一人が高校生。大半が吸水口の危険性を認識しておらず、ふたが針金で留められていたのを正確に知っていたのは現場責任者一人だけだった。

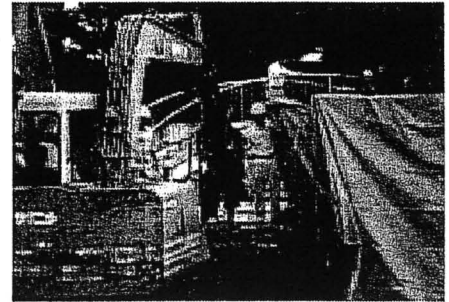
普段の安全管理意識が希薄でも定期的な安全点検がきちんとしていれば、事故は防げたかもしれない。しかし、「排水口(吸水口)の二重防護策を」と文科省が通知したにもかかわらず市は改善していなかった。

また、監視員が講習を修了していることを確認しないまま、太陽管財と委託契約を結び、さらに、水を抜いて行う開業前の点検を、職員はプールの水槽に下りずに済ませていた。

「通知はふたと金具のどちらか一方を設置していればいいと解釈していた」「講習の未確認は担当課から市教委に伝わっていなかった」「点検はきちんと仕事をしているかを確認することが中心だった」。市は新しい事実が判明するたびに弁解に追われている。

▽針金も分からない

外れたふたは四本の針金で固定されていたはずだが、三本の針金が依然見つからない。プール壁面に残っていた一本の針金もさびてちぎれたような形をしていた。



吸水口付近で、重機を使い救助作業をする人たち＝31日午後4時30分、ふじみ野市の市営大井プール

現場責任者はプール開きの前に「四隅の針金をすべて取り替えた」と話している。しかし、取り替えた針金が一カ月も満たずにさびるのかどうか、本当に四カ所すべてが事故当時留められていたのか。疑問の余地は今、県警によって調べられている。

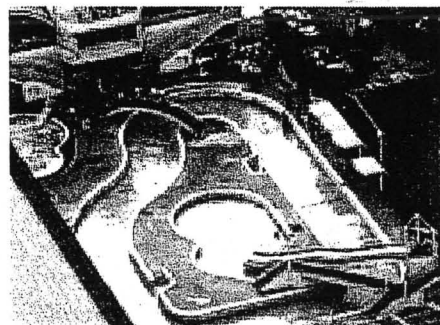
次々と明らかになる事実、県内のあるプール担当者は「これは人災だ」とつぶやいた。

(2006年8月8日掲載)

過信した安全 ふじみ野プール事故

迫られた効率運営 苦しい予算

県内のある市の議会で数年前、市営プールの存続が議題になった。施設が老朽化して修繕費が増える一方、厳しい財政下で設備更新もままならない。利用客は頭打ちの状態。壇上に立った市議は「運営そのものを見直すべきではないのか」と一般質問で尋ねた。



▽しわ寄せは人件費に

ふじみ野市の市営大井プールの管理業務は、太陽管財が一九九二年からほぼ毎年請け負ってきた。契約額は二〇〇一年が千八百九十万円、〇二年が千七百五十万円、〇三、〇四年は千三百五十万円、〇五、〇六年が千百万円と年々減っている。

女兒が排水口に吸い込まれ行方不明になった、市営ふじみ野市大井プール＝7月31日、ふじみ野市で共同通信社ヘリから

請け負う期間は〇一年が百一日間、〇六年が七十六日間で、約24%の短縮に対し、契約金額は〇一年と〇六年で約41%の減額。下落幅はより大きい。しかも太陽管財は業務を京明プランニングに丸投げしており、京明はさらに少ない額で請け負っていたとみられている。

削減分のしわ寄せは人件費に向かう。京明がアルバイトで雇った監視員十三人は、十一人が高校生で、日給は五千六百円だったという。

▽プール事業は赤字

所沢市は例年、市営プールに千九百万円前後の予算を組んでいる。一方、収益は三百万円弱にすぎない。「人件費に多く割くので、毎年赤字になるのは仕方ない」と市生涯スポーツ課は話すが、赤字幅をなるべく抑えるために各自治体は管理業務を民間に任せている。

太陽管財に委託していたふじみ野市も「効率を考えて業務を委託している。すべて市職員でやったら人件費は高つく。民間活力を活用し、競争入札で安くなっていると思う」と話す。

だがふじみ野市の入札は、業者側の入札価格が市側の指標とする価格を〇一年から三年連

続で上回り不成立。契約は入札ではなく、太陽管財との交渉で成立していた。

▽維持の努力は

市側の指標価格は年々切り下げられている。理由として、市は財政難を挙げる。「前年の実績などを加味して財務担当に予算を請求するが、あまり高いと返されてしまう」と市のある部署は漏らす。

しかし「民間委託しても市がしっかりしなければいけない」と市幹部が認めるように、管理は難しい状況であるほど必要性は増す。

合併前は毎日、合併後は二日に一回していたという職員の巡回に、チェック項目を定めたりリストはなかった。予算が縮小される中で、現場の質の低下を補う努力は十分だったのだろうか。

(2006年8月9日掲載)

過信した安全 ふじみ野プール事故

「危険」への認識足りず 欠けた対処法

外れた吸水口のふたを遊泳中の男の子から渡された監視員は最初、ふたが何なのか分からなかった。監視員は管理棟に無線で伝えた。「何か重要なものかもしれないので来てほしい」

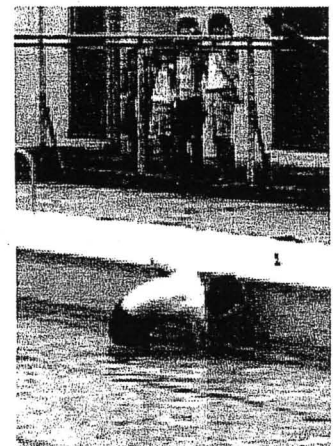
当時プールで泳いでいた所沢市の小学四年の女兒(10)は、ふたが片方外れているのを見た。約一メートルまで近づき、監視員に「危ないので近づかないで」と言われて離れたが、ポンプは戸丸瑛梨香さんが吸い込まれるまで動き続けた。

▽対象外だった吸水口

監視員向けに京明プランニングは独自にマニュアルを作成していた。計八枚のマニュアルには利用客への具体的な呼びかけ方や水質検査、人工呼吸による蘇生(そせい)法、などが図表を用いて記されている。

しかし吸水口については、数多くある始業点検の項目に「出水、吸入口の安全確認(防護設備、流入等)」と記されているだけで、監視員には吸水口の基本知識さえ知らされていなかったようだ。

「吸水口は子どもがたまりがちだから、こまめに注意してと言われていたが、こうなったらこうなさい、というトラブル対処法はなかった」。以前、監視員のアルバイトをしたことのあるふじみ



ふじみ野市の西原小でプールの排水口を点検する職員。フェンスの向こうで児童が「入りたーい」と声を上げていた=1日午後 [写真=共同]

野市の女性(21)はそう振り返る。

昨年、監視員を務めたという所沢市の男子高校生は「チェック内容は不審物が落ちてないか、指輪など危ないものを身に着けてないか、といった普通のものだった」と話す。マニュアルは配られず、指導も特になかったという。

▽人気の場所

マニュアルにはほとんど触れられてなかった吸水口だが、現場の監視員たちは個別で注意を払っていたようだ。

昨年まで監視員をしていた男性(21)は「吸水口は水が吸い込まれるので子どもたちが喜んで集まる場所。重点的に注意していた」と話した。

実際、子どもたちには人気の場所で、事故前日に遊びに来ていた入間郡三芳町の小学六年の男児(11)は「(吸水口は)柵があるけど吸い込まれる。それが面白くて、近くでよく遊んだ。四隅のネジも外そうして監視員に注意された」と打ち明けた。

気を配ってはいたが、事故が起きたときの対処法を知らなかった監視員たち。「もし自分がその場にいたら、同じ結果になっていたかもしれない」。献花台で八月から監視員に就く予定だった男子高校生(16)はつぶやいた。

(2006年8月10日掲載)

過信した安全 ふしみ野プール事故

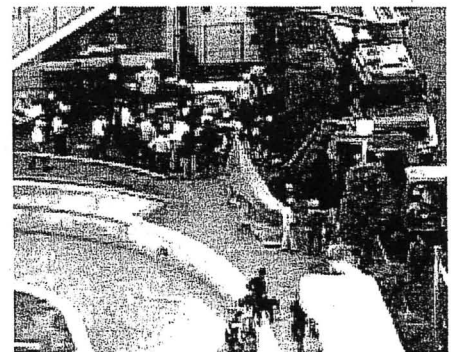
<番外編>

「二度と起きて欲しくない」緊迫の6時間語る

戸丸瑛梨香さん(7つ)の救助活動を必死に続けた入間東部地区消防組合消防本部の幹部らが当時の緊迫した状況を語った。

ポンプ車による排水作業から、重機でプールサイドを破壊し、配管を切断する作業は難航し約六時間に及んだ。「二度とこのようなことは起きてほしくない」。幹部や隊員らは強く願っている。

七月三十一日午後一時五十分。「プールで女の子が吸い込まれた」と一一九番が入った。直ちにポンプ車(消防車)三台、救助工作車一台、救急車一台、指揮隊車一台、指令車一台、運搬車一台の計八台、



瑛梨香さんの救助活動を続ける消防隊員たち。作業は難航し約6時間にも及んだ=7月31日【写真=共同】

総勢二十五人が現場に駆け付けた。

第一陣は九分後に到着。ポンプ車で排水作業を開始した。救助隊員はプールに入り、懐中電灯で吸水口の奥を照らしたが姿は見えない。

吸水口からは直径約三十センチの配管が約十三メートル先の起流ポンプまでつながっている。先端にカメラが付いた画像検索機で配管をたどっていくが、やはり発見できない。瑛梨香さんは起流ポンプの方まで流されてしまっていた。

隊員らはプールサイドから鉄板のふたを取り、地下のポンプ室へ降りた。起流ポンプ近くの配管のボルトを、スパナやエンジンカッターで一本ずつ外した。

午後五時十七分。「指先らしいものが見えます」。数センチのすき間から隊員が体の一部をとらえた。瑛梨香さんは起流ポンプから約七十五センチ先の直角に曲がったところにいた。

すぐに助け出したいが、狭いポンプ室の中ではなかなか作業が進まない。重機でポンプ室周辺のコンクリートを破壊し、配管の両端を切断してクレーン車で持ち上げた。

午後六時八分。瑛梨香さんが中に入った長さ約二・五メートルの配管がプールサイドに運ばれた。まだ引き出せないため、足の上の管を電動ノコギリで切断。体を傷つけないようすき間に毛布を詰め、慎重に上半分を切り、裏返しにして残り半分を切った。

午後七時四十五分。ようやく配管から瑛梨香さんの小さな体が現れ、約六時間に及ぶ作業は終わった。

(2006年8月11日掲載)

埼玉県プール維持管理指導要綱(本件事故関連の条文抜粋)

(目的)

第一条 この要綱は、プールの施設基準、維持管理基準及び水質基準を定めることにより、その施設及び水質の維持及び管理を徹底させ、もつて公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(施設基準等)

第六条 プールの施設基準、維持管理基準及び水質基準については、別記のとおりとする。

別記(第六条関係)

一 プールの施設基準

イ プールの構造設備の基準

(1) プール本体

プール本体は、不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造設備とすること。また、利用者が見やすいようにプール本体の規模に応じて適当数の水深表示を行うこと。

(2) プールサイド及び通路

プールサイドは、プール本体の大きさ、利用者数等を考慮し、十分な広さを有し、不浸透性材料を用い、その水際の部分は、滑り止めの構造とすること。

通路は、不浸透性材料を用い、滑り止めの構造とすること。

(3) 給水設備

給水管が飲料水の配管と同系統の場合は、プール水の逆流を防止するため、吐水口空間を設けるなどの措置を講ずること。また、常に新規補給水量及び時間当たり循環水量を把握できるように専用の量水器等を設けること。

(4) 排水設備

排水口及び循環水の取入口には、堅固な金網や格子鉄蓋等を設けてネジ、ボルト等で固定させるとともに、遊泳者等の吸い込みを防止するための金具等を設置すること。

なお、排水設備は、排水路を含め、周辺的生活環境に十分配慮した構造とすること。

二 プールの維持管理基準

イ プール本体、附帯設備その他の設備の維持管理基準

(1) 施設の清掃

プール本体、附帯設備その他の設備は、常に清潔に、かつ、使用に適する状態に維持すること。特に、プールサイド、更衣室(ロッカーを含む。)、便所その他利用者が使用する設備は、毎日一回以上清掃するとともに随時点検を行うこと。

(2) 点検整備等

一年のうち一定の期間を定めて使用するプールにおいては、使用期間の前後に十分な清掃並びに設備の点検及び整備を行うこと。また、年間を通じて使用するプールについても日常の清掃並びに設備の点検及び整備を行うとともに、必要に応じ水抜き清掃を行うこと。

(3) 換気設備

屋内プールにあつては、空気中の炭酸ガスの含有率が0.1%を超えないこと。また、二月以内ごとに一回、定期的に測定を行うこと。

空気中の炭酸ガスの含有率の測定方法は、プールサイド、居室等施設内の適切な場所を選び、床上七五cm以上一二〇cm以下の位置において検知管方式による炭酸ガス検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。また、施設の構造及び規模に応じて測定点を増やすこと。

なお、基準に適合しているか否かの判定は、測定日における使用開始時から中間時、中間時から使用終了時の適切な二時点において測定し、その平均値をもつて行うこと。

(4) 金網等の確認

プールの排水口及び循環水の取入口の金網や格子鉄蓋等が正常な位置にあることを確認すること。また、触診、打診等により、金網等の欠損・変形がないこと及びそれらを固定しているネジ、ボルト等の固定部品の欠落・変形がないことなどを確認し、必要に応じて交換するなどの措置を講ずること。

中略

(9) 使用時間終了後の点検等

プールの使用時間終了後は、直ちにプール設備及び附帯設備を点検し、異常の有無を確認するとともに、人や動物がみだりに立ち入らないような措置を講ずること。

ハ 管理責任者等

(1) 管理責任者

プールにおける安全で衛生的な維持管理及び運営を確保するため、管理責任者を置くこと。

(2) 衛生管理者

プールにおける安全で衛生的な維持管理の実務を行わせるため、衛生管理者を置くこと。衛生管理者は、プールにおける安全及び衛生についての知識及び技能を持つ者を充てること。

なお、プールの規模等の実情に応じ、管理責任者と衛生管理者は、同一の者が兼ねることも差し支えないこと。

(3) 監視員

監視所又は監視設備により、プールの水域をもれなく監視する監視員を置くこと。

(4) 救護員

(一) 救護員をプール内、プールサイド又は周辺の適当な位置に相当数配置すること。

(二) 救護員には、応急救護の訓練を受けた者を充てること。

なお、スイミングクラブ等においては、当該スイミングクラブ等の指導者でプール内又はプールサイドにいる者を救護員の一部とみなして差し支えないこと。

(三) 救護員は、プールの全域の安全確保に配慮すること。

(四) 救護員には、監視員を充ててもよいこと。

ニ 管理責任者等の遵守事項

(1) 遊泳禁止者等

遊泳を通じて人から人に感染するおそれのある感染症にかかっている者、泥酔者及び他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあることが明らかである者には、遊泳させないこと。

また、単独での遊泳が困難な者には付添者を求めること。

(2) 掲示

利用者の注意事項、利用時間、プールの見取図等を入口その他利用者の見やすい場所に掲示すること。

(3) 利用者数

水質の維持管理等の参考とするため、利用者数を常に把握すること。

利用者数は、プールの構造設備に見合ったものとし、利用者の安全や衛生が損なわれるおそれのある場合には、利用者数の制限等必要な措置を講ずること。

(4) 利用者に対する指示事項

(一) 他の利用者に危害を及ぼし、又はプールを汚染するおそれのある物をプールに持ち込ませないこと。

なお、飲食物等をプールサイドに持ち込む場合には、プール及びプールサイドを汚染しないようにさせること。

(二) 遊泳前にシャワー等による身体の洗浄を徹底させること。また、排便等によりプールサイドを離れた場合も同様とすること。

(三) オーバーフロー溝を設けている場合を除いて、オーバーフロー水に唾液やたんを吐かせないこと。

(5) 衣類等の保管

遊泳者等が衣類及び携帯物を安全かつ衛生的に保管できるように留意すること。

(6) プール等の利用の区分

複数のプールが設置されるなど多様な年齢層の利用や多様な利用形態が見込まれる場合には、事故防止のため、プール、プールサイド等を利用形態等に応じて、区画区分して利用させること。

(7) 日誌

プール管理日誌を作成し、使用時間、気温又は室温、水温、新規補給水量、水質検査結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録すること。

(8) 報告等

プールに起因する疾病等が発生した場合は、直ちに所轄の保健所長に報告すること。また、事故発生時には直ちに関係機関に通報するとともに、速やかに保健所長に報告すること。

(9) 貸与品等の管理

水着その他直接身体に触れる物で遊泳者に貸与するものは、あらかじめ消毒し、清潔にしておくこと。また、不特定多数の者が使用する物についても必要な衛生的管理を行うこと。

(10) 従業員の訓練等

万一の事故に備えて従業員の訓練を行うとともに、緊急時の連絡、対応等を定めた手引書を作成しておくこと。また、連携する医療機関を定めておくこと。

